

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

| | | 連 結 事 業 年 度 | : | : | 法 人 名 | |
|--|----|----------------------------|---|----|-------------|---|
| 各連結法人における試験研究費の額 | 1 | | | | | |
| 各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計) | 2 | | | | | |
| 特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(九)「3」}}{\text{別表六の二(九)「1」}}$ | 3 | | | | | |
| 各連結法人における特別試験研究費対象金額 (別表六の二(九)付表「1」) × (3) | 4 | か 度 令 の | $\frac{9.4}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ | 14 | | |
| 各連結法人における差引試験研究費の額 (1) - (4) | 5 | 除 割 合 計 算 | 月 1 日 前 に 連 開 結 始 親 法 人 連 結 事 業 年 度 年 が 度 令 の 和 場 合 3 年 4 月 1 日 以 後 に | 15 | | |
| 個別増減試験研究費割合の計算 各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「5」) | 6 | | (11)、(13)又は(14) + ((11)、(13)又は(14)) × (12) (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14) | 16 | | |
| 個別増減試験研究費の額 (1) - (6) | 7 | | (8) > 9.4%かつ連結親法人事業年度が令和5年3月31日以前に開始する連結事業年度の場合 $\frac{10.145}{100} + ((8) - \frac{9.4}{100}) \times 0.35$ | 17 | | |
| 個別増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$ | 8 | | (11)及び(16)以外の場合 $\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (8)) \times 0.175$ (0.02未満の場合は0.02) | 18 | | |
| 個別計算試験研究費割合 各連結法人における平均売上金額 (別表六の二(七)「10」) | 9 | | 個別税額控除割合 ((11)、(16)又は(17)) + ((11)、(16)又は(17)) × (12) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14) | 19 | | 円 |
| 個別試験研究費割合 $\frac{(1)}{(9)}$ | 10 | | 個別税額控除相当額 (5) × ((15)又は(18)) | 20 | | 円 |
| | | | 各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(19)の合計) | 21 | | |
| | | | 一般試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(五)「25」) × $\frac{(19)}{(20)}$ | | | |

【No.35】 1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

- ・ 棚卸資産
- ・ 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。）
- ・ 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除く。）

また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。

【No.35】 試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。

【No.2】 当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表六の二(五)付表
令三・四・一以後終了連結事業年度分